



熊本県公報

号外第 1 5 号

平成 24 年 3 月 30 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 1
- 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則…………… (") 2
- 熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… (") 3
- 熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (") 3
- 熊本県教育庁特別支援教育室設置規程を廃止する訓令…………… (") 48
- 熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程…………… (選挙管理委員会) 48
- 知事選挙における記号式投票に関する規程の一部を改正する規程…………… (") 49
- 政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程の一部を改正する規程…………… (") 49
- 政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する規程…………… (") 49

登 載 依 頼

熊本県教育委員会訓令第 5 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 4 年 3 月 3 0 日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子

熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会公印規程（昭和 3 5 年熊本県教育委員会訓令第 8 2 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中 1 3 の項を 1 6 の項とし、 6 の項から 1 2 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、 5 の項の次に次のように加える。

6	熊本県教育庁教育理事印	〃 2 4	〃	本庁各課	教育政策課長
7	熊本県教育庁教育総務局長印	〃 2 4	〃	教育総務局	学校人事課長
8	熊本県教育庁教育指導局長印	〃 2 4	〃	教育指導局	高校教育課長

別表第 2 中 1 3 を 1 6 とし、 6 から 1 2 までを 3 ずつ繰り下げ、 5 の次に次のように加える。

6	7	8
熊 本 県 教 育 庁 教 育 理 事	熊 本 県 教 育 庁 教 育 総 務 局 長	熊 本 県 教 育 庁 教 育 指 導 局 長

別表第 2（備考） 1 中「課名又は教育事務所名」を「局・課名又は課名若しくは教育事務所名」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に使用している本庁課長印については、この訓令による改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、改刻するまでの間は、これを使用することができる。

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

熊本県教育委員会規則第7号

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則
 (熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部改正)
 第1条 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則(昭和36年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
 第2条第1項中「別表第1に掲げる課」を「別表第1の左欄に掲げる局及び同表右欄に掲げる課」に改める。
 別表第1を次のように改める。

名称	
	教育政策課
教育総務局	学校人事課 社会教育課 文化課 施設課
教育指導局	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 人権同和教育課 体育保健課

別表第4本庁の項中 「

総括審議員
教育次長

」 を 「

教育理事
総括審議員
局長

」 に改める。

(熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)
 第2条 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成20年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
 第4条第2項中「教育次長」を「教育理事、局長」に改める。
 (熊本県教育長職務代行者の指定に関する規則の一部改正)
 第3条 熊本県教育長職務代行者の指定に関する規則(昭和59年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

1 中 「第1順位 総括審議員
第2順位 教育次長」 を 「第1順位 教育理事
第2順位 総括審議員
第3順位 局長」 に改める。

2 中「教育次長」を「局長」に、「事務職員、県立学校教育担当指導主事、義務教育担当指導主事」を「教育総務局長、教育指導局長」に改める。

- 附 則
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
 - この規則の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表新欄に掲げる局・課に勤務を命ぜられたものとする。

旧		新	
局	課	局	課
	学校人事課 社会教育課 文化課 施設課	教育総務局	学校人事課 社会教育課 文化課 施設課

高校教育課 義務教育課 人権同和教育課 体育保健課	教育指 導局	高校教育課 義務教育課 人権同和教育課 体育保健課
------------------------------------	-----------	------------------------------------

熊本県教育委員会訓令第8号

本 庁 各 課
地 方 立 学 校
各 各 機 関

熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成24年3月30日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子
熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成11年熊本県教育委員会訓令第1号）の
一部を次のように改正する。
第6条第2項中「教育次長」を「教育理事」に改める。
附 則
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第9号

本 庁 各 課
地 方 機 関

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成24年3月30日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子
熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁処務規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号）の一部を次のよう
に改正する。
第2条中「、教育次長」を「、教育理事、局長」に改める。
「第2節 課及び役付職員」を「第2節 局、課及び役付職員」に改める。
第3条第1項中「別表第1左欄に掲げる課」を「別表第1左欄に掲げる局及び同表中欄
に掲げる課」に改め、同条第2項中「別表第2左欄に掲げる課」を「別表第2左欄に掲げ
る局及び同表中欄に掲げる課」に改める。
第4条第1項中「教育次長」を「教育理事」に、「、各課」を「、各局、各課」に改め
る。
第5条第1項中「教育次長は、教育長の命を受け各課の事務を統一調整し」を「教育理
事は、教育長の命を受け、教育庁の政策に係る企画調整に関する事項等処理するととも
に、特に指定された事務を掌理し」に改め、同条中第12項を第13項とし、第2項から
第11項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。
2 局長は、上司の命を受け、教育庁内局務を掌理する。
第6条中「各課」を「各局・課」に改める。
第8条第1項中「及び教育次長」を「、教育理事及び局長」に改め、同条第2項中「本
庁各課」を「本庁各局・課」に改める。
第11条第1項中「教育次長」を「教育理事」に改め、同条第2項中「教育次長」を「教
育理事」に、「所管課長」を「所管局長」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を
第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「教育次長の専決事項について、教育次
長」を「局長の専決事項について、局長」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の
1項を加える。
3 教育理事の専決事項について、教育理事が不在であるときは、所管局長がその事項を
代決することができる。
別表第1を次のように改める。

局	課	係（班）
	教育政策課	総務班 教育プラン推進班 広報・情報班
教育 総 務 局	学校人事課	総務係 給与制度係 給与支給係 県立学校人事班 小中学校人事班 教員免許制度班

	社会教育課	総務・生涯学習係 社会教育指導係 家庭教育支援班
	文化課	文化係 文化財調査第一係 文化財調査第二係
	施設課	総務・助成班 施設管財係 技術係
教育指導局	高校教育課	総務係 修学支援係 高等学校教育指導係 産業教育指導係
	義務教育課	義務教育指導係 教育振興係 幼児教育係
	特別支援教育課	特別支援教育指導班 施設整備班
	人権同和教育課	管理・啓発係 人権教育指導係
	体育保健課	総務係 学校体育係 スポーツ振興係 健康教育係

別表第 2 を次のように改める。

局	課	資料室
教育総務局	文化課	文化財資料室

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 8 条関係）

1 支出負担行為以外の共通専決事項

教育長専決事項	教育理事専決事項	局長専決事項	課長専決事項	係長専決事項
1 教育委員会への付議事項に関すること。 2 重要な事業の計画及び実施方針の決定に関すること。 3 県議会の議決又は同意等を求める議案並びに報告に関すること。	1 局長の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。 2 局長の職務に関すること。 3 教育委員会において決定された教育行政の基本方針に基づき、実施計画を決	1 役付職員（課長補佐以下の役付職員を除く。）の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。 2 役付職員（課長補佐以下の役付職員を除く。）の服務に関すること。	1 所属職員の担当事務の決定に関すること。 2 課長補佐以下の所属職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。 3 所掌事務に係る関係者に対する旅行依頼に	1 軽易な庁内に対する通知、申込み、照会及び証明書並びに届出の受理に関すること。 2 運転日誌の確認に関すること。

<p>4 訓令の制定及び改廃に関すること（局長専決に該当するものを除く。）。</p> <p>5 教育長及び教育理事の旅行命令並びに当該旅行に係る復命に関すること。</p> <p>6 教育長及び教育理事の服務に関すること。</p> <p>7 審議会等の委員の任免、運営及びこれに対する諮問に関すること。</p> <p>8 重要な県有財産の取得及び処分に関すること。</p> <p>9 重要な事項の告示、公告その他公表に関すること。</p> <p>10 訴訟、審査請求、異議申立て、再審査請求その他争訟に関すること。</p> <p>11 重要な請願及び陳情に関すること。</p> <p>12 行政処分の取消し及び撤回に関すること。</p> <p>13 儀式及び重要な表彰に関すること。</p>	<p>定すること。</p> <p>4 重要な許可、認可、免許、承認等の行政処分及び行政代執行に関すること。</p> <p>5 生存者の叙勲のうち、春秋叙勲の進達に関する事務を行うこと。</p> <p>6 重要な補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定に関すること。</p> <p>7 その他教育政策課に係る局長専決事項に定める事項に関すること。</p>	<p>3 実習助手及び寄宿舎指導員の任免に関すること。</p> <p>4 県有財産の管理及び軽易なものの取得及び処分に関すること。</p> <p>5 県有財産の貸付及び使用許可に関すること。</p> <p>6 訓令の軽易な改廃に関すること。</p> <p>7 告示及び公告に関すること。</p> <p>8 請願及び陳情の処理に関すること。</p> <p>9 許可、認可、免許、承認等の行政処分及び行政代執行に関すること。</p> <p>10 行政手続法（平成 5 年法律第 8 号）第 1 3 条第 1 項又は熊本県行政手続条例（平成 7 年熊本県条例第 5 3 号）第 1 3 条第 1 項に規定する聴聞又は弁明の機会の付与に関すること。</p> <p>11 表彰に関すること。</p> <p>12 補助金、助成金、交付金、奨励</p>	<p>関すること。</p> <p>4 所属職員の時間外勤務等の命令に関すること。</p> <p>5 所属職員の服務に関すること。</p> <p>6 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者の任免、委嘱及び解嘱に関すること。</p> <p>7 出納員及び会計職員の任免に関すること。</p> <p>8 あらかじめ教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務職員の任免に関すること。</p> <p>9 軽易な許可、認可、免許、承認等の行政処分に関すること。</p> <p>10 軽易な補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定に関すること。</p> <p>11 生存者の叙勲のうち、高齢者叙勲の進達に関すること。</p> <p>12 死没者の叙位及び叙勲の進達に</p>	
--	--	---	--	--

<p>14 その他重要な事項の決定に関すること。</p>		<p>金等の交付の決定に関すること。 13 補助金、助成金、交付金、奨励金等の申請及び交付手続並びに必要な措置に関すること。 14 補助金、助成金、交付金、奨励金等に係る請求書、実績報告書、決算書等に関すること。 15 補助事業に係る指令前着工承認に関すること。 16 通達に関すること。 17 重要な後援の承認に関すること。 18 重要な通知、照会、回答、報告、申請その他往復文書に関すること。 19 歳出予算の各項の間又は各目の間の相互の流用に関すること。 20 50万円以上500万円未満の歳出予算の趣旨変更に関すること。 21 設計高1億円以上5億円未満の</p>	<p>関すること。 13 後援の承認に関すること。 14 通知、照会、回答、報告、申請その他往復文書に関すること。 15 経由文書の進達に関すること。 16 定期、定例又は軽易な報告書、計算書、請書、届書及び証明書類の処理に関すること。 17 登記及び供託に関すること。 18 所掌事務に係る統計、調査等資料の収集及びあつ旋に関すること。 19 所掌事務に係る図書及び印刷物の発行及び配付に関すること。 20 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条の規定による行政文書の開示の請求に対する決定等に関すること。 21 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書</p>	
------------------------------	--	---	---	--

		<p>工事の施行の決定に関すること。</p> <p>22 設計高 1 億円以上の工事の予定価格の決定に関すること。</p> <p>23 設計高 5, 000 万円以上 5 億円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に関すること。</p> <p>24 契約（2 支出負担行為に係る共通専決事項の表に定めのあるものを除く。）の締結及びその変更に関すること。</p> <p>25 設計高 2 億円未満の工事で設計変更額が 5, 000 万円以上の設計変更及び設計高 2 億円以上 5 億円未満の工事に係る設計変更の決定に関すること。ただし、設計変更により工事金額が 5 億円以上となるものを除く。</p> <p>26 設計高 1 億円以上の工事の出来形検査及びしゅん工検</p>	<p>の開示の申出の処理に関すること。</p> <p>22 熊本県個人情報保護条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 6 号）第 1 9 条の規定による個人情報の開示の請求に対する決定等に関すること。</p> <p>23 前 3 号に定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関すること。</p> <p>24 熊本県立学校管理規則（昭和 3 2 年熊本県教育委員会規則第 6 号）に基づく承認に関すること。</p> <p>25 物品の取得、管理及び処分に関すること（熊本県物品取扱規則（昭和 3 9 年熊本県規則第 2 0 号）第 6 条、第 9 条、第 1 7 条、第 2 4 条及び第 2 5 条に定めるものを除く。）。</p> <p>26 県有財産の軽易な貸</p>	
--	--	---	---	--

		査に関する こと。 27 設計高 1 億円以上の 市町村等補 助工事の中 間検査及び しゅん工確 認検査に関 すること。 28 その他定 例的事務の 処理に関す ること。	付及び使用 許可に関す ること。 27 歳出予算 の令達に関 すること。 28 歳出予算 の各節の間 の相互の流 用に関する こと。 29 50万円未 満の歳出予 算の趣旨変 更に関する こと。 30 設計高 1 億円未満の 工事の施行 に関するこ と。 31 設計高 5,000万円 未満の工事 の指名競争 入札参加者 の決定に関 すること。 32 設計高 1 億円未満の 工事の予定 価格に関す ること。 33 設計高 2 億円未満の 工事で、設 計変更額が 5,000万円 未満の工事 の設計変更 の決定に関 すること。 ただし、設 計変更によ り工事金額 が 2 億円以 上となるも のを除く。 34 設計高 1 億円未満の 工事の出来 形検査及び しゅん工検	
--	--	--	--	--

			査に関する こと。 35 設計高 1 億円未満の 市町村等補 助工事の中 間検査及び しゅん工確 認検査に関 すること。 36 収入及び 支出命令に 関すること。 37 その他定 例的かつ軽 易な事務の 処理に関す ること。	
--	--	--	---	--

2 支出負担行為に係る共通専決事項

区分		教育長専 決事項	教育理事 専決事項	局長専決 事項	課長専決 事項	備考
1	報酬				全額	
2	給料				全額	
3	職員手当				全額	
4	共済費				全額	
5	災害補償費				全額	
6	恩給及び退職年金				全額	
7	賃金				全額	
8	報償費		100万円 以上	100万円 以上	100万円 未満	
9	旅費		100万円 以上	100万円 以上	100万円 未満	
10	交際費		100万円 以上	100万円 以上	100万円 未満	
11	需用費	食糧費	100万円 以上	100万円 以上	100万円 未満	
		賄材料費	100万円 以上	100万円 以上	100万円 未満	
		一般需用 費	200万円 以上	200万円 以上	200万円 未満	光熱水費及 び複写機使 用料にあっ ては、全額 課長専決と する。
12	役務費		100万円 以上	100万円 以上	100万円 未満	電話料にあ っては、全 額課長専決 とする。
13	委託料		2, 000万 円以上	2, 000万 円以上	2, 000万 円未満	工事に係る 測量、調査、 試験及び設

					計の委託に限る。
		5,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円未満	国への工事施行の委託に限る。
		1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円未満	
14 使用料及び賃借料		5,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円未満	工事に伴う用地の使用に限る。
		400万円以上	400万円以上	400万円未満	リース契約に限る。
		100万円以上	100万円以上	100万円未満	
15 工事請負費		2億円以上	2億円以上	2億円未満	設計変更により2億円以上となるものは課長専決とする。
16 原材料費		1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円未満	工事材料の購入に限る。
		100万円以上	100万円以上	100万円未満	
17 公有財産購入費		5,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円未満	
18 備品購入費		200万円以上	200万円以上	200万円未満	
19 負担金、補助金及び交付金		100万円以上	100万円以上	100万円未満	
20 扶助費		1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円未満	
21 貸付金		1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円未満	
22 補償、補填及び賠償金		5,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円未満	用地等の買収及び損失補償に限る。
23 償還金、利子及び割引料		1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円未満	
24 投資及び出資金	500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円以上500万円未満	100万円未満	
25 積立金		100万円以上	100万円以上	100万円未満	
26 寄附金	500万円以上	100万円以上500万円未満	100万円以上500万円未満	100万円未満	

27 公課費		100万円以上	100万円以上	100万円未満	
28 繰出金		100万円以上	100万円以上	100万円未満	

(注) 熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第34条の規定による支出負担行為書の作成についての決裁区分は、別に支出負担行為の決裁を経ているもの限り、課長専決とすることができる。
 教育理事専決事項は、教育政策課に係る支出負担行為に限る。

別表第4を次のように改める。

局	課	分掌事務	教育長専決事項	教育理事専決事項	局長専決事項	課長専決事項	係長専決事項
	教育政策課	1 教育行政の総合企画及び連絡調整に関すること。					
		2 「熊本県教育振興基本計画」の推進に関すること。					
		3 教育予算及び会計の総括に関すること。					
		4 教育の情報化推進の総括に関すること。					
		5 教育庁及び学校以外の教育機関(以下「教育庁等」という。)の組織編制に関すること。	1 教育庁等の組織の設置及び改廃に関すること(教育委員会付議事項を除く。) 2 職の設置及				1 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第10号)第3条の規定

				び改廃並びに職の格付の基準に関すること。			に基づき組織の改廃等を人事委員会に通知すること。	
		6 教育庁等の職員の人事及び研修に関すること。	1 職員の任免、分限、懲戒に関すること（教育委員会付議事項及び技能労務職員の任免を除く。）。 2 勤務評定を実施すること。				1 技能労務職員の任免に関すること。 2 職員の身分証明に関すること。 3 公務災害の副申をすること。 4 病気休暇（結核性疾患以外の私傷病による休暇を除く。）を承認すること。 5 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年熊本県人事委員会規則第 2 号）第 1 3 条の表 3 の項及び 4	1 履歴事項の証明（教育政策課備付けの履歴書により証明できるものに限る。）をすること。 2 特別休暇（熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年熊本県人事委員会規則第 2 号）第 1 3 条の表 2 6 の項に規定する場合及び国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合における休暇に限

						を 除 く。)。 10 営 利 企 業 等 の 従 事 制 限 の 許 可 を す る こ と。 11 育 休 等 代 替 臨 時 職 員 及 び 育 休 等 代 替 短 時 間 勤 務 臨 時 職 員 の 任 免 に 関 す る こ と。 12 出 納 員 及 び 会 計 職 員 の 任 免 に 伴 う 職 員 の 内 申 に 関 す る こ と。 13 職 員 の 研 修 を 実 施 す る こ と。
		7 教 育 庁 等 の 職 員 の 勤 務 条 件 に 関 す る こ と。				
		8 表 彰 に 関 す る こ と。	1 教 育 者 表 彰 (文 部 科 学 大 臣 表 彰) の 推 薦 に 関 す る こ と。 2 地 方 教 育 行 政 功 労			

		者表彰 (文部 科学大臣表彰) の推薦 に関する こと。					
	9	教育 庁等の 危機管 理に関 すること。					
	10	所管 不明の 事務の 配分 に関す ること。			1	い ず れ の 課 に 属 す る か に つ い て 疑 義 が あ る 事 務 の 所 管 課 の 決 定 に 関 す る こ と。	
	11	公印 の管守 に関す ること。	1	公印 を新調、 改刻又は 廃止す ること。		1	公印 台帳へ の登録 に関す ること。 2
	12	教育 委員会 の会議 に関す ること。	1	教育 委員会 の招集 通知に 関す ること。 2			公印 印影の 刷り込 みに関 すること。
			3	教育 委員会 議事録 の編集 に関す ること。 3			全国 都道府 県教育 委員会

			連合会、 全国都 道府県 教育委 員長協 議会、 全国、都 道府県 教育長 協会、 九州地 方教育 委員長 協会、 九州地 方教育 長協 議会に 関す ること。				
		13	秘書 事務に 関す ること。				
		14	文書 に 関す ること。			1 文書 事務の 指導に 関す ること。 2 文書 の保管 保存に 関す ること。 3 文書 の発送 に 関す ること。	
		15	法規 に 関す ること。				
		16	市町 村教育 委員会 に 対す る一 般 的指 導 助言 に 関す ること。				
		17	教育 事務所				

		24 福利厚生室に関すること。					
		25 県立教育センターに関すること。					
教育総務局	学校人事課	1 学校職員の任免、服務、表彰その他人事に関すること。	1 学校職員の任免、分限、懲戒に関すること（教育委員会付議事項、実習助手、寄宿舍指導員、技能労務職員、教務主任等及び県立特別支援学校の主事の任免を除く。）。 2 勤務を実施すること。		1 県立学校の実習助手、寄宿舍指導員の任免に関すること。	1 県立学校職員の職務に専念する義務を免除すること（教育長が別に定めるものを除く。）。 2 自己啓発等休業の承認及び自己啓発休業状況の変更届の承認をすること。 3 県立学校の営利企業等の従事制限の許可をすること。 4 県立学校の臨時的任用の職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和 2 5	1 県費負担学校教職員（非常勤講師を除く。）に記章を交付すること。

						<p>こと。</p> <p>9 病氣 休暇 (結核 性疾患 以外の 私傷病 による 休暇を 除く。) を承認 すること。</p> <p>10 育児 休業の 承認及 び育児 休業の 期間の 延長の 承認を すること。</p> <p>11 修学 部分休 業の承 認及び 承認取 消、修学 部分休 業状況 変更の 承認を すること。</p> <p>12 高齢 者部分 休業の 承認及 び承認 取消、 高齢者 部分休 業時間 延長の 承認を すること。</p>	
		2 学校 職員の 研修に 関すること。				1 学校 教育に 関する 軽易な 研究会	

						及び講 習会に 関する こと。	
		3 給与 及び学 校職員 (臨時 的任用 を含 む。)の 勤務 条件に 関する こと。	1 昇格 及び昇 給の発 令に関 するこ と。			1 給与 支払に 関する こと。 2 管理 職員特 別勤務 手当の 決定に 関する こと。 3 調整 額の発 令に関 するこ と。 4 電子 計算組 織に係 る給与 の支出 命令に 関する こと。 5 社会 保険資 格の得 喪等の 手続、保 険料の 支払に 関する こと。 6 雇用 保険資 格の得 喪等の 手続、保 険料の 支払及 び離職 票の発 行に関 するこ と。	
		4 児童 手当に 関する こと。				1 教育 庁等の 職員に 対する	

						<p>児童手当の支給及び不正利得の徴収に関すること。</p> <p>2 学校職員に対する児童手当の認定、支給及び不正利得の徴収に関すること。</p>	
		5 子ども手当に関すること。				<p>1 教育庁等の職員に対する子ども手当の支給及び不正利得の徴収に関すること。</p> <p>2 学校職員に対する子ども手当の認定、支給及び不正利得の徴収に関すること。</p>	
		6 教育職員免許状の授与等に関すること。				1 教育職員免許状の授与、交付及び証明に関すること。	

				2 教育職員免許状の更新等に関すること。	
	7 学校の組織編制に関すること。			1 県立学校学校評議員の委嘱に関すること。	
	8 学級編制及び教職員定数に関すること。	1 小中学校の学級編制に関すること。 2 教職員定数に関すること。		1 県立特別支援学校の小中学部の学級編制に関すること。	
	9 義務教育費及び国庫負担金に関すること。		1 交付申請及び決算報告に関すること。	1 定例的な報告に関すること。	
	10 学校の人件費及び旅費並びに県立学校の経常的経費の予算に関すること。			1 学校の人件費、旅費及び県立学校の経常的経費に係る予算に関すること。	
	11 特別支援教育就学奨励費に関すること。		1 交付申請に関すること。		
	12 県立学校の授業料等に関すること。	1 授業料の金額改定に関すること。		1 授業料収入に関すること。	

		と。					
		13 公立 小・中 学校職 員の旅 費に関 すること。				1 旅費 の支払 に關す ること。	
		14 退職 手当に 關する こと。				1 退職 手当の 支給に 關する こと。 2 失業 者の退 職手当 の受給 資格者 証の交 付に關 すること。	
		15 その 他学校 の運営 及び管 理に關 すること。					
		16 熊本 県教職 員等健 康審査 会に關 すること。			1 審査 会結果 の決定 及び事 後措置 に關す ること。	1 審査 会の開 催及び 諮問に 關する こと。	
	社会教育 課	1 社会 教育の 企画に 關する こと。				1 社会 教育に 關する 情報の 収集、 整理及 び提供 に關す ること。	
		2 社会 教育の 指導に 關する こと。			1 重要 な社会 教育主 事講習 に關す ること。	1 社会 教育主 事講習 に關す ること。 2 市町 村にお	

					ける社会教育事業の指導に関すること。	
		3 成人教育、青少年教育、家庭教育その他の社会教育の学習機会の充実に関すること。			1 重要な社会教育の学習機会の充実に関すること。	1 社会教育の学習機会の充実に関すること。
		4 社会教育指導者の研修に関すること。				1 社会教育主事等の研修に関すること。
		5 社会教育関係団体に関すること。				1 関係機関及び団体等への情報提供に関すること。 2 社会教育関係団体指導者の研修の実施に関すること。
		6 公民館、図書館その他の社会教育施設の指導及び補助に関すること。				1 公民館、図書館その他の社会教育施設への情報提供に関すること。

<p>7 県立図書館に関すること。</p>	<p>1 県立図書館協議会委員の委嘱に関すること。 2 県立図書館運営基本方針の策定に関すること。</p>				
<p>8 県立青少年教育施設に関すること。</p>	<p>2 県立青少年の家の指定管理者制度に関する重要な事項を決定すること。</p>			<p>1 県立青少年教育施設の運営等に関すること。 2 県立青少年の家の指定管理者制度に関する事項を決定すること。</p>	
<p>9 その他社会教育の振興に関すること。</p>	<p>2 熊本子ども読書活動推進計画に関すること。</p>			<p>1 子ども読書活動の推進に関すること。 2 地域人権教育指導員に関すること。 3 心豊かな熊本を創る運動に関すること。</p>	
<p>10 生涯学習の振興に関すること。</p>				<p>1 生涯学習情報の収集及び</p>	

		こと。				提供に 関する こと。 2 生涯 学習事 務所事 業への 情報提 供に関 すること。	
		11 社会 教育に 係る表 彰に関 すること。			1 文部 科学大 臣表彰 の推薦 に關す ること。 2 熊本 県社会 教育功 労表彰 及び青 少年育 成功労 表彰に 關する こと。 3 「熊 本の心」 作文表 彰に關 すること。	1 他か らの表 彰推薦 に關す ること。	
		12 社会 教育委 員の会 議に関 すること。	1 社会 教育委 員の委 嘱に関 すること。			1 社会 教育委 員の会 議運営 に關す ること。	
		13 学校、 家庭、地 域の連 携に関 すること。				1 学校、 家庭、 地域の 連携の 推進に 關する こと。	
文化課		1 芸術 文化に				1 芸術 文化資	

			関すること。				料の収集及び紹介に 関すること。 2 教育 委員会 室等へ の絵画 等展示 に 関 す る こ と。
		2 文化財に 関すること。	1 国指定文化財の 指定並びに解除等 に 関 す る こ と。 2 国登録有形文化財 の登録並びに抹消等 に 関 す る こ と。				1 国指定及び県指定 の軽微な現状変更等 の許可等に 関 す る こ と。 2 文化財資料の 収集及び紹介に 関 す る こ と。
		3 博物館等 に 関 す る こ と。				1 博物館法に 基づく博物館の 登録並びに 登録取り消し に 関 す る こ と。 2 博物館法に 基づく博物館に 相当する施設 の指定並びに 指定取り消し に 関 す る こ と。	1 博物館法に 基づく博物館に 係る資料の 収集に 関 す る こ と。 2 博物館法に 基づく博物館に 相当する施設 に係る資料 の 収 集 に 関 す る こ と。

施設課	4 文化 関係団 体に関 すること。					
	5 ユネ スコ活 動に関 すること。				1 ユネ スコ資 料の収 集及び 紹介に 関する こと。	
	6 銃砲 刀剣等 の登録 に關す ること。				1 銃砲 刀剣等 登録証 の交付 に關す ること。	
	7 県立 美術館 に關す ること。					
	8 県立 装飾古 墳館に 關する こと。					
	9 その 他文化 振興に 關する こと。			1 文化 財功勞 者の表 彰に關 すること。 2 地域 文化功 勞者に 係る文 部科学 大臣表 彰の推 薦に關 すること。	1 著作 權に關 する事 務を處 理する こと。 2 県近 代文化 功勞者 に係る 資料の 収集に 關する こと。 3 県近 代文化 功勞者 の顕彰 式の開 催に關 すること。	
	1 県立 学校の 敷地の 設定及 び変更					1 県立 学校敷 地の調 査に關 するこ

						3 学校施設 公立 学校施設 に対する国 庫負担金等 の額の確定 に関するこ と。	
			6 公立 学校災害復 旧に対する 国庫負担金 に関するこ と。				
			7 教育 財産の 管理に 関するこ と。			1 県立 学校目的 外使用に 関するこ と。	
教育 指導局	高校教育 課		1 県立 学校にお ける教育に 関し、次に 掲げる事務 を行うこと。				
			(1) 学 校教育の 指導に 関する総合 的計画に 関すること。			1 学校 の訪問 計画に 関すること。	
			(2) 教 育課程、 学習指導、 進路指導 及び生徒 指導			1 教育 課程の 届出の 受理に 関すること。 2 学期	

						変更及 び休業 日変更 の届出 の受理 に關す ること。	
		(3) 学 校職員 の研修 及びそ の補助 に關す ること。	1 重要 な学校 教育に 關する 研修に 關する こと。			1 学校 教育に 關する 研修に 關する こと。	
		(4) 学 校の入 学者選 抜に關 すること。	1 県立 高等学 校の募 集定員 に關す ること。			1 県立 高等学 校の入 学者選 抜要項 に關す ること。	
		(5) 教 科用図 書その 他の教 材の取 扱いに 關する こと。				1 教科 書の補 充用と して使 用する 教科用 図書の 届出の 受理に 關する こと。	
		(6) 学 校図書 館に關 すること。					
		(7) 児 童、生 徒の就 学に關 すること。					
		(8) 児 童、生 徒の表 彰に關 すること。					
		(9) 学 校教育 研究団					

			体に関する こと。					
			(10) そ の他学 校教育 の指導 に関する こと。				1 学校 行事の 計画の 承認に 関する こと。	
			2 高等 学校実 習資金 特別会 計に関 すること。					
			3 産業 教育に 関する ものの うち、 設備の 整備に 関する こと。					
			4 定時 制及び 通信制 教育振 興奨励 費に関 すること。			1 貸与 の決定 に関する こと。	1 返還 猶予に 関する こと。 2 返還 債務の 免除に 関する こと。	
			5 高等 学校卒 業程度 認定試 験に関 すること。					
			6 熊本 県育英 資金に 関する こと。	1 返還 免除に 関する こと。		1 貸与 (緊急 貸与を 除く。) の決定 に関する こと。	1 貸与 の停止、 復活及 び取り 消しに 関する こと。 2 緊急 貸与の 決定に 関する	

						こと。 3 返還 猶予に 関する こと。	
		7 県立 学校の 学校運 営協議 会制度 に關す ること。					
		8 高校 整備推 進室に 關する こと。					
	義務教育 課	1 公立 義務教 育諸学 校又は 幼稚園 におけ る教育 に關し、 次に掲 げる事 務を行 うこと。					
		(1) 学 校教育 の指導 に關す る総合 的計画 に關す ること。			1 重要 な年間 行事に 關する こと。 2 重要 な指導 資料等 の作成 に關す ること。	1 年間 行事に 關する こと。 2 指導 資料等 の作成 に關す ること。 3 学校 訪問に 關する こと。	
		(2) 教 育課程、 学習指 導、進 路指導 及び生 徒指導 に關す ること。			1 重要 な教育 課程に 關する こと。 2 重要 な評価 の在り 方、評 価問題	1 教育 課程に 關する こと。 2 評価 の在り 方、評 価問題 の開發 等に関	

			の開発等に関する事 3 重要な研究指定校に関する事。	すること。 3 研究指定校に関する事。	
	(3) 学校職員の研修及びその補助に関する事。	1 所長・指導課長会議の重点に関する事。	1 学校教育に関する重要な研修等に関する事。	1 学校教育に関する研修等に関する事。	
	(4) 教科用図書その他の教材の取扱いに関する事。	1 特に重要な教科用図書の採択基準等に関する事。	1 重要な教科用図書の採択のための調査・研究等に関する事。 2 重要な教科用図書選定審議会を開催及び教科用図書の採択に関する事務の指導、助言、援助等に関する事。	1 教科用図書の採択基準等に関する事。 2 教科用図書の採択のための調査・研究等に関する事。 3 教科用図書選定審議会を開催及び教科用図書の採択に関する事務の指導、助言、援助等に関する事。 4 教材の使用に関する事。	

		(5) 学 校図書 館に関 すること。					
		(6) 児 童、生 徒の就 学に関 すること。					
		(7) 児 童、生 徒の表 彰に関 すること。					
		(8) 学 校教育 研究団 体に関 すること。					
		(9) そ の他学 校教育 の指導 に関す ること 。					
		2 就 学援助 補助金 等に関 し、次に 掲げる 事務を 行うこ と。					
		(1) 市 町村の 要保護 児童生 徒援助 費補助 金に関 すること。					
		(2) 幼 稚園就 園奨励					

		費補助金に関する こと。					
		(3) へ き地児 童生徒 援助費 補助金 に関する こと。					
		(4) 理 科教育 設備整 備費等 補助金 に関する こと。					
		3 公立 義務教 育諸学 校又は 幼稚園 の学校 運営協 議会制 度に関 すること。					
		4 環境 教育に 関する こと。					
	特別支援 教育課	1 特 別支援 教育に 係る総 合企画 並びに 指導、助 言及び 連絡調 整に関 すること。					
		2 特別 支援学 校にお ける教 育に関 し、次					

		の設定及び変更に関すること。					
		(7) 教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。				1 教科書の補充用として使用する教科用図書の届出の受理に関すること。	
		(8) 学校図書館に関すること。					
		(9) 児童、生徒の就学に関すること。				1 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定に関すること。	
		(10) 児童、生徒の表彰に関すること。					
		(11) 学校教育研究団体に関すること。					
		(12) その他学校教育の指導に関すること。				1 学校行事の計画の承認に関すること。	
		3 障害児審査委員会に関すること。					
	人権同和教育課	1 人権教育の企画に関すること。				1 人権に係る資料等の	

					<p>収集及び作成等に関すること。 2 研修会等の企画、実施に関すること。</p>		
		2 人権教育の指導に関すること。				1 人権教育の指導訪問等に関すること。	
		3 地域改善対策奨学資金等に関すること。			<p>1 地域改善対策奨学資金に係る要項の制定に関すること。 2 奨学資金に係る返還等の決定、決定の変更又は取り消しに関すること。</p>	1 奨学資金の返還決定等に係る事務処理に関すること。	
		4 人権教育の連絡調整に関すること。				1 関係機関及び団体等への資料提供に関すること。	
		5 人権教育に係る調査研究及び啓発等に関すること。				<p>1 調査研究事項の決定、とりまとめ等に関すること。 2 人権教育に</p>	

						係る学 習教材 の調査 研究・ 開発に 関する こと。 3 人権 啓発等 に關す ること。	
体育保健 課	1 学校 体育に 關する こと。					1 小学 校、中 学校、 高等学 校及び 特別支 援学校 の体育 に關す ること。	
	2 社会 体育に 關する こと。					1 市町 村社会 体育施 設の整 備に關 すること。	
	3 生涯 スポーツ の振興 に關す ること。					1 県民 スポーツ の日に 係るの 行事の 開催に 關する こと。 2 市町 村生涯 スポーツ 振興の 支援に 關する こと。	
	4 競技 スポーツ の振興 に關す ること。					1 国際 交流事 業に關 すること。	
	5 学校 保健に 關する				1 学校 における 感染症発	1 教育 研究推 進校に	

				生報告及び終えん報告の処理に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> 2 性教育に関すること。 3 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育に関すること。 	
		6 スポーツ推進計画に関すること。	1 スポーツ推進計画の策定に関すること。			
		7 スポーツ推進審議会に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> 1 スポーツ推進審議会委員の委嘱に関すること。 2 スポーツ推進審議会に諮問し、その答申・建議を受けること。 		<ul style="list-style-type: none"> 1 スポーツ推進審議会の開催に関すること。 2 スポーツ推進審議会議事録に関すること。 	
		8 学校職員及び児童生徒の保健管理並びに安全管理に関すること。			<ul style="list-style-type: none"> 1 学校医・学校歯科医・薬剤師に関すること。 2 健康診断に関すること。 3 公立学校労働安全衛生管理における産 	

					業医に 関する こと。 4 結核 対策委 員会に 関する こと。	
9 体育 及び保 健関係 団体に 関する こと。	1 公益 法人等 への熊 本県職 員等の 派遣等 に關す る条例 (平成 13年 条例第 53号) 第2条 第1項 に基づ く熊本 県職員 等の派 遣に關 すること。 2 財団 法人熊 本県武 道振興 会役員 の推薦 に關す ること。 3 体育 及び保 健関係 団体に 關する 重要な 事項を 決定す ること。		1 日本 スポー ツ振興 センターの災 害共済 給付契 約の名 簿更新 及び共 済掛金 (設置 者負担 金)支 払いに 關する こと。	1 体育 及び保 健関係 団体の 指導に 關する こと。 2 体育 及び保 健関係 団体の 調査に 關する こと。 3 体育 及び保 健関係 団体に 關する 軽易な 事項を 決定す ること。		
10 体力 づくり 熊本県 民会議 に關す ること。			1 体力 づくり 優秀組 織表彰 の推薦 に關す			

				ること。		
		<p>11 藤崎台県営野球場、熊本武道館、県立総合体育館、県営八代運動公園、県民総合運動公園及び熊本県総合射撃場その他体育施設（以下「県立体育施設」という。）に関すること。</p>	<p>1 県立体育施設の管理及び運営に関する重要な事項を決定すること。</p> <p>2 指定管理者制度に関する重要な事項を決定すること。</p>		<p>1 県立体育施設の管理及び運営に関する軽易な事項を決定すること。</p> <p>2 指定管理者制度に関する軽易な事項を決定すること。</p>	
		<p>12 総合型地域スポーツクラブに関すること。</p>			<p>1 総合型地域スポーツクラブの育成に関すること。</p>	
		<p>13 体育及び保健に係る表彰に関すること。</p>		<p>1 文部科学省生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体・体育指導委員功労者表彰の推薦に関すること。</p>	<p>1 歯の衛生週間事業に関すること。</p> <p>2 各種功労者表彰等の選考委員会の開催に関すること。</p>	

					<p>2 学校保健及び安全に係る文部科学大臣表彰の推薦に関すること。</p> <p>3 学校保健功労者の推薦に関すること。</p> <p>4 熊本県生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰者の決定に関すること。</p> <p>5 スポーツ優秀表彰者の決定に関すること。</p>	<p>3 くまもと歯の健康文化賞被表彰の推薦に関すること。</p> <p>4 全日本学校歯科保健優良校表彰の推薦に関すること。</p>	
		14 学校職員の研修等に関すること。				<p>1 指導主事等の研修に関すること。</p> <p>2 各種大会・研修会等に関すること。</p>	
		15 学校安全に関すること。				1 学校教育関係資料の調査	

					及び収集に関すること。 2 教育研究推進校に関すること。 3 防犯・安全教育に関すること。		
		16 食育に関すること。				1 食育の指導に関すること。 2 研究推進校に関すること。 3 資料の調査及び収集に関すること。	
		17 学校給食に関し、次に掲げる事務を行うこと。					
		(1) 学校給食の指導等に関すること。			1 重要な学校給食の指導に関すること。	1 学校給食の指導に関すること。 2 学校給食用物資取扱に関すること。 3 学校給食の定例報告に関すること。 4 学校	

						<p>給食の開設及び廃止等の届出に関すること。</p> <p>5 給食資料の調査及び収集に関すること。</p> <p>6 給食行事の結果報告に関すること。</p>	
		(2) 給食関係団体に関すること。			<p>1 給食関係団体に関する重要な事項を決定すること。</p>	<p>1 給食関係団体の指導に関すること。</p> <p>2 給食関係団体の調査に関すること。</p> <p>3 給食関係団体に関する事項を決定すること。</p>	
		(3) 給食に係る表彰に関すること。	<p>1 学校給食優良学校等表彰の推薦に関すること。</p>				
		(4) 学校栄養職員の研修に関すること。			<p>1 学校栄養職員の初任者研修計画・報告に関すること。</p>	<p>1 学校栄養職員の初任者研修に関すること。</p>	

					ること。	
		18 その他体育及び保健に関すること。				1 体育及び保健資料の調査及び収集に関すること。 2 体育及び保健行事の結果報告に関すること。

附 則

- この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表新欄に掲げる局・課に勤務を命ぜられたものとする。

旧		新	
局	課	局	課
	学校人事課 社会教育課 文化課 施設課	教育総務局	学校人事課 社会教育課 文化課 施設課
	高校教育課 義務教育課 人権同和教育課 体育保健課	教育指導局	高校教育課 義務教育課 人権同和教育課 体育保健課

熊本県教育委員会訓令第 1 0 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育庁特別支援教育室設置規程を廃止する訓令を次のように定める。
平成 24 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子
熊本県教育庁特別支援教育室設置規程（平成 21 年熊本県教育委員会訓令第 6 号）は、
廃止する。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 3 0 号

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 24 年 3 月 30 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程
熊本県公職選挙執行規程（平成12年選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のよう
に改正する。

第119条の次に次の一条を加える。

（熊本市に対するこの規程の適用）

第120条 熊本市においては、第29条、第118条及び119条の規程を除き、この
規程中市の委員会に関する規程は、区の委員会に適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第31号

知事選挙における記号式投票に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

知事選挙における記号式投票に関する規程の一部を改正する規程
知事選挙における記号式投票に関する規程（昭和39年選挙管理委員会告示第29号）
の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「選挙管理委員会」の次に「（熊本市にあつては、区選挙管理委員会。
以下同じ。）」を加える。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第32号

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程の一部を改正する規程を次のように定
める。

平成24年3月30日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程の一部を改正する規程
政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程（平成20年選挙管理委員会告示第1
20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「熊本市」を「熊本市中央区」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する
規程を次のように定める。

平成24年3月30日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正
する規程
政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程（平成20年選挙
管理委員会告示第121号）の一部を次のように改正する。

第2条中「熊本市」を「熊本市中央区」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。